

静岡県人事委員会は、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7—1296

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7—25）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2 級別職務区分表（略）		別表第2 級別職務区分表（略）	
ア 行政職給料表級別職務区分表		ア 行政職給料表級別職務区分表	
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務	職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
（略）		（略）	
4 4級	(1) <u>副班長</u> 又は主査の職務 ア <u>副班長</u> の職務 （0—1） 知事部局の本庁の <u>副班長</u> の職務 （0—2） （略） <u>（0—3） 知事部局の出先機関の班長代理の職務</u> （0—4） 知事部局の出先機関の <u>副班長</u> の職務 （1—1） （略） （10—1） 監査委員事務局の <u>副班長</u> の職務 （11—1）～（12—5） （略） イ （略）	4 4級	(1) <u>総括主査</u> 又は主査の職務 ア <u>総括主査</u> の職務 （0—1） 知事部局の本庁の <u>総括主査</u> の職務 （0—2） （略） （0—3） 知事部局の出先機関の <u>総括主査</u> の職務 （1—1） （略） （10—1） 監査委員事務局の <u>総括主査</u> の職務 （11—1）～（12—5） （略） イ （略）
5 5級	(1) 班長又は主幹の職務 （0— <u>1</u> ）～（0— <u>8</u> ） （略） （3—1）～（9—1） （略） （10— <u>1</u> ）・（10— <u>2</u> ） （略）	5 5級	(1) 班長又は主幹の職務 <u>（0—1） 知事部局の本庁の参与の職務</u> （0— <u>2</u> ）～（0— <u>9</u> ） （略） （3—1）～（9—1） （略） （10—1） <u>議会事務局の参与の職務</u> （10— <u>2</u> ）・（10— <u>3</u> ） （略） <u>（10—4） 人事委員会事務局の参与の職務</u>

	<p>(10—<u>3</u>) ・ (10—<u>4</u>) (略)</p> <p>(10—<u>5</u>) ～ (10—<u>10</u>) (略)</p> <p>(11—1) ～ (11—5) (略)</p> <p>(11—6) 松崎、稲取、熱海、伊豆中央、三島南、御殿場南、小山、裾野、沼津城北、吉原、富士東、富士宮西、清水西、静岡西、藤枝西、島田、<u>金谷</u>、川根、相良、掛川東、横須賀、池新田、袋井商業及び湖西高等学校並びに沼津視覚、静岡視覚、浜松視覚、沼津聴覚、静岡聴覚、浜松聴覚、浜名、静岡南部及び天竜特別支援学校の事務長の職務</p> <p>(11—7) ～ (12—4) (略)</p>		<p>(10—<u>5</u>) ・ (10—<u>6</u>) (略)</p> <p><u>(10—7) 監査委員事務局の参与の職務</u></p> <p>(10—<u>8</u>) ・ (10—<u>13</u>) (略)</p> <p>(11—1) ～ (11—5) (略)</p> <p>(11—6) 松崎、稲取、熱海、伊豆中央、三島南、御殿場南、小山、裾野、沼津城北、吉原、富士東、富士宮西、清水西、静岡西、藤枝西、島田、<u>ふじのくに国際</u>、川根、相良、掛川東、横須賀、池新田、袋井商業及び湖西高等学校並びに沼津視覚、静岡視覚、浜松視覚、沼津聴覚、静岡聴覚、浜松聴覚、浜名、静岡南部及び天竜特別支援学校の事務長の職務</p> <p>(11—7) ～ (12—4) (略)</p>
6 6級	<p>(i) 本庁の参事又は出先機関の次長の職務</p> <p>(0—1) 知事部局の本庁の局又は課の参事(第7項第1号(0—2)に規定する知事部局の本庁の局の参事を除く。)の職務</p> <p>(0—2) ～ (0—6) (略)</p> <p>(0—<u>7</u>) (略)</p> <p>(0—<u>8</u>) ～ (0—<u>11</u>) (略)</p>	6 6級	<p>(i) 本庁の参事又は出先機関の次長の職務</p> <p>(0—1) 知事部局の本庁の局又は課の参事(第7項第1号(0—2)に規定する知事部局の本庁の局の参事及び課の参事を除く。)の職務</p> <p>(0—2) ～ (0—6) (略)</p> <p><u>(0—7) 新被害想定担当室長の職務</u></p> <p>(0—<u>8</u>) (略)</p> <p><u>(0—9) 監察室長の職務</u></p> <p><u>(0—10) 健康指導室長の職務</u></p> <p>(0—<u>11</u>) ～ (0—<u>14</u>) (略)</p>

	<p>(0-12) ~ (0-16) (略)</p> <p>(0-17) <u>ワクチン推進室長の職務</u></p> <p>(0-18) ~ (0-24) (略)</p> <p>(1-1) (略)</p> <p>(2-1) <u>危機管理部の広域防災統括官の職務</u></p> <p>(2-2) ・ (2-3) (略)</p> <p>(3-1) (略)</p> <p>(4-1) ~ (11-3) (略)</p> <p>(11-4) 教育委員会事務局の課の指導監 (高校教育課の指導監を除く。)の職務</p> <p>(11-5) ~ (12-6) (略)</p> <p>(2) 本庁の課長代理又は出先機関の課長の職務</p> <p>(0-25) ~ (12-7) (略)</p> <p>(12-8) ~ (12-13) (略)</p>	<p>(0-15) <u>地域文化推進室長の職務</u></p> <p>(0-16) ~ (0-20) (略)</p> <p>(0-21) <u>感染症危機対策室長の職務</u></p> <p>(0-22) <u>スタートアップ共創推進室長の職務</u></p> <p>(0-23) ~ (0-29) (略)</p> <p>(1-1) (略)</p> <p>(2-1) ・ (2-2) (略)</p> <p>(3-1) <u>経営管理部の課の副参事の職務</u></p> <p>(3-2) (略)</p> <p>(4-1) ~ (11-3) (略)</p> <p>(11-4) 教育委員会事務局の課の指導監 (<u>義務教育課及び高校教育課の指導監を除く。</u>)の職務</p> <p>(11-5) ~ (12-6) (略)</p> <p>(2) 本庁の課長代理又は出先機関の課長の職務</p> <p>(0-25) ~ (12-7) (略)</p> <p>(12-8) <u>警察本部の副所長の職務</u></p> <p>(12-9) ~ (12-14) (略)</p>
7 7級	<p>(i) 本庁の課長、出先機関の長又は困難な業務を行う出先機関の次長の職務</p> <p>(0-1) (略)</p> <p>(0-2) 知事部局の本庁の局の参事 (政策管理局、<u>総務局及び地域振興局の参事に限る。ただし、地域振興局の参事にあつては、</u></p>	<p>(i) 本庁の課長、出先機関の長又は困難な業務を行う出先機関の次長の職務</p> <p>(0-1) (略)</p> <p>(0-2) 知事部局の本庁の局又は課の参事 (政策管理局の参事並びに経営管理部の総務課及び市町行政課の参事に限る。)の職務</p>

	<p style="text-align: center;"><u>出先機関に駐在する者を除く。</u>の職務</p> <p>(0-3) ~ (6-3) (略)</p> <p>(6-4) <u>女性相談センター</u>の所長の職務</p> <p>(6-5) ~ (6-9) (略)</p> <p><u>(7-1) 経済産業部の水産・海洋統括官</u>の職務</p> <p>(7-2) ~ (7-11) (略)</p> <p>(8-1) ~ (10-4) (略)</p> <p>(10-5) 収用委員会事務局の課長の職務</p> <p>(11-1) (略)</p> <p>(11-2) 教育委員会事務局の課の指導監 (高校教育課の指導監に限る。)の職務</p> <p>(11-3) ~ (12-5) (略)</p>		<p>(0-3) ~ (6-3) (略)</p> <p>(6-4) <u>女性相談支援センター</u>の所長の職務</p> <p>(6-5) ~ (6-9) (略)</p> <p>(7-1) ~ (7-10) (略)</p> <p>(8-1) ~ (10-4) (略)</p> <p>(10-5) 収用委員会事務局の次長の職務</p> <p>(11-1) (略)</p> <p>(11-2) 教育委員会事務局の課の指導監 (<u>義務教育課及び高校教育課の指導監</u>に限る。)の職務</p> <p>(11-3) ~ (12-5) (略)</p>
	(略)		(略)
9 9級	<p>(i) 本庁の部長代理又は特に困難な業務を行う出先機関の長の職務</p> <p>(0-1) (略)</p> <p>(0-2) (略)</p> <p>(1-1) ・ (1-2) (略)</p> <p>(2-1) ~ (3-4) (略)</p> <p>(5-1) (略)</p> <p>(6-1) <u>感染症対策担当部長</u>の職務</p> <p>(10-1) ~ (11-3) (略)</p>	9 9級	<p>(i) 本庁の部長代理又は特に困難な業務を行う出先機関の長の職務</p> <p>(0-1) (略)</p> <p><u>(0-2) 知事部局の本庁の部の次長の職務</u></p> <p>(0-3) (略)</p> <p><u>(1-1) 政策調整監の職務</u></p> <p>(1-2) ・ (1-3) (略)</p> <p>(2-1) ~ (3-4) (略)</p> <p><u>(4-1) 南アルプス担当部長の職務</u></p> <p>(5-1) (略)</p> <p>(6-1) <u>感染症危機管理担当部長</u>の職務</p> <p>(10-1) ~ (11-3) (略)</p>
10 10級	<p>(i) 本庁の部長の職務</p> <p>(0-1) ~ (0-3) (略)</p>	10 10級	<p>(i) 本庁の部長の職務</p> <p>(0-1) ~ (0-3) (略)</p>

	(1-1) ~ (1-3) (略)
	(7-1) ~ (11-1) (略)

備考 (略)

イ 研究職給料表級別職務区分表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
(略)	
4 4級	(1) (略) (2) 研究所の上席研究員又は主査の職務 ア 研究所の副班長の職務 <u>(7) 環境放射線監視センター、環境衛生科学研究所又は農林事務所の班長代理の職務</u> <u>(4) 環境放射線監視センター、環境衛生科学研究所、農林技術研究所、農林事務所又は工業技術研究所の副班長の職務</u> イ・ウ (略)
5 5級	(1) (略) (2) 研究所の研究統括官又は部長の職務 ア (略) イ 県立美術館の学芸課長の職務 (7)~(エ) (略) <u>(オ) 警察本部の科学捜査研究所の副所長の職務</u>
(略)	

ウ (略)

エ 医療職給料表(2)級別職務区分表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
(略)	

	<u>(1-1) 知事公室長の職務</u>
	(1-2) ~ (1-4) (略)
	(7-1) ~ (11-1) (略)

備考 (略)

イ 研究職給料表級別職務区分表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
(略)	
4 4級	(1) (略) (2) 研究所の上席研究員又は主査の職務 ア 研究所の <u>総括主査</u> の職務 <u>(7) 環境放射線監視センター、環境衛生科学研究所、農林技術研究所、農林事務所又は工業技術研究所の総括主査の職務</u> イ・ウ (略)
5 5級	(1) (略) (2) 研究所の研究統括官又は部長の職務 ア (略) イ 県立美術館の学芸課長の職務 (7)~(エ) (略) <u>ウ 警察本部の科学捜査研究所の副所長の職務</u>
(略)	

ウ (略)

エ 医療職給料表(2)級別職務区分表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
(略)	

6 6 級	(1) (略) (2) 専門主査の職務 ア <u>健康福祉センターの班長代理</u> <u>(保健所の業務を処理する者に限</u> <u>る。)</u> の職務 イ <u>健康福祉センターの副班長</u> (保 健所の業務を処理する者に限る。) の職務 ウ <u>食肉衛生検査所及び農林事務所</u> <u>の班長代理の職務</u> エ <u>食肉衛生検査所及び農林事務所</u> <u>の副班長の職務</u> オ (略)
(略)	

6 6 級	(1) (略) (2) 専門主査の職務 ア <u>健康福祉センターの総括主査</u> <u>(保健所の業務を処理する者に限</u> <u>る。)</u> の職務 イ <u>食肉衛生検査所及び農林事務所</u> <u>の総括主査の職務</u> ウ (略)
(略)	

オ 医療職給料表(3)級別職務区分表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
(略)	
5 5 級	(1) (略) (2) 主査の職務 ア <u>副班長</u> の職務 (ア) <u>健康福祉センターの班長代理</u> <u>(保健所の業務を処理する者に</u> <u>限る。)</u> の職務 (イ) <u>健康福祉センターの副班長</u> (保健所の業務を処理する者に 限る。)の職務 (ウ) <u>精神保健福祉センターの班長</u> <u>代理の職務</u> (エ) <u>精神保健福祉センターの副班</u> <u>長の職務</u> イ (略)
(略)	

オ 医療職給料表(3)級別職務区分表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
(略)	
5 5 級	(1) (略) (2) 主査の職務 ア <u>総括主査</u> の職務 (ア) <u>健康福祉センターの総括主査</u> (保健所の業務を処理する者に 限る。)の職務 (イ) <u>精神保健福祉センターの総括</u> <u>主査の職務</u> イ (略)
(略)	

カ 福祉職給料表級別職務区分表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務

カ 福祉職給料表級別職務区分表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務

(略)	
4 4級	(1) (略) (2) 専門主査の職務 ア 吉原林間学園、三方原学園又は 磐田学園の班長代理の職務 イ 吉原林間学園、三方原学園又は 磐田学園の副班長の職務 ウ (略) エ 東部健康福祉センター又は中部 健康福祉センターの一時保護課の 副班長の職務
5 5級	(1) (略) (2) 児童福祉施設の課長の職務 ア・イ (略)
(略)	
キ～ケ (略)	
コ 公安職給料表級別職務区分表	
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度 の職務
(略)	
5 5級	(1) 警察本部の上席係長の職務 ア～カ (略) キ 警察署の課長（天竜警察署の警 備課長に限る。）の職務 ク～ケ (略)
(略)	
7 7級	(1) 警察本部の管理官の職務 ア～コ (略) サ 警察署の副署長（第8項第1号 コに規定する職務にある者を除 く。）の職務 シ～ソ (略) (2) (略)
(略)	

(略)	
4 4級	(1) (略) (2) 専門主査の職務 ア 吉原林間学園、三方原学園又は 磐田学園の総括主査の職務 イ (略) ウ 東部健康福祉センター又は中部 健康福祉センターの一時保護課の 総括主査の職務
5 5級	(1) (略) (2) 児童福祉施設の課長の職務 ア・イ (略) ウ 三方原学園の専門官の職務
(略)	
キ～ケ (略)	
コ 公安職給料表級別職務区分表	
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度 の職務
(略)	
5 5級	(1) 警察本部の上席係長の職務 ア～カ (略) キ 警察署の課長（天竜警察署及び 細江警察署の警備課長に限る。）の 職務 ク～ケ (略)
(略)	
7 7級	(1) 警察本部の管理官の職務 ア～コ (略) サ 警察署の副署長（第8項第1号 サに規定する職務にある者を除 く。）の職務 シ～ソ (略) (2) (略)
(略)	

9 9級	(1) (略) (2) 困難な業務を行う警察本部の課長の職務 ア 警察本部の課長（教養、監察、デジタル企画、人身安全少年、サイバー犯罪対策、通信指令、捜査第一、捜査第三、組織犯罪対策、 <u>交通規制</u> 、 <u>運転免許</u> 、警備及び緊急事態対策課の課長に限る。）の職務 イ (略)	9 9級	(1) (略) (2) 困難な業務を行う警察本部の課長の職務 ア 警察本部の課長（教養、監察、デジタル企画、人身安全少年、サイバー犯罪対策、通信指令、捜査第一、捜査第三、組織犯罪対策、 <u>交通指導</u> 、 <u>運転免許</u> 、警備及び緊急事態対策課の課長に限る。）の職務 イ (略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。